

令和4年度 第95回  
**全国安全週間**

全国安全週間スローガン **安全は 急がず焦らず怠らず**



こちらは6月3日の説明会で  
使用したパワーポイント資料に  
コメントやスライドを追加した  
追補版になります。



岡崎労働基準監督署西尾支署

# 令和4年度全国安全週間の実施について

---

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来「人命尊重」という基本理念の下「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で95回目を迎えます。

# 令和4年度 全国安全週間実施要綱

**スローガン**

**安全は 急がず焦らず怠らず**

**期 間**

7月1日～7月7日（準備期間 6月1日～6月30日）

**全国安全週間  
及び  
準備期間中  
に実施する事項**

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信  
労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

# 令和4年度 全国安全週間実施要綱

## 9 実施者が準備期間及び本週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底し、各自治体等の要請等に従う。

### (1) 全国安全週間及び安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施 準備期間中に実施する事項

安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚

安全パトロールによる職場の総点検の実施

安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信  
労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ

緊急時の措置に係る必要な訓練の実施

日中だけでなく、夜勤者の向けの  
**夜間訓練**も忘れずに！  
夜は人数も環境も違いますよ。

「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施

# 令和4年度 全国安全週間実施要綱 - 継続的に実施する事項 -

## 10 実施者が安全週間以外の時期も継続的に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

### (2) 継続的に実施する事項

#### 安全衛生活動の推進

#### ア 安全衛生管理体制の確立

(ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

(イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

(ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

(エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

#### イ 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

(ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

(イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

(ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

(エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

作業者が遵守できる内容？

現場で工程が加除されていない？

現場の声を反映させないと遵守できず、ダブルスタンダードになってしまいます。

病休等で資格者不在の時期がないように複数名の選任を行ってください。

# 令和4年度 全国安全週間実施要綱 - 継続的に実施する事項 -

## 10 実施者が安全週間以外の時期も継続的に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では次の事項を実施する。

### (2) 継続的に実施する事項

#### ウ 自主的な安全衛生活動の促進

現状、これらの活動だけでは限界を迎えています。

(ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底

(イ) 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

#### エ リスクアセスメントの実施

これからは、安全特化ではなく生産管理などを含めた総合的な管理が求められる時代へシフトします。

(ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善

(イ) SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

#### オ その他の取組

担当者に依存しない組織として一貫した仕組みを作ることで世代交代による影響を低減して伝承できる。

(ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承

(イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

(ウ) 策定予定の「テレワークの適切な導入および実施の推進のためのガイドライン」に基づく安全衛生に配慮したテレワークの実施



# 愛知労働局安全週間特設サイトのご案内

 厚生労働省

## 愛知労働局



愛知労働局安全週間特設サイトはコチラから



愛知労働局長 代田雅彦より、皆様にお届けしたいメッセージを、愛知労働局安全週間特設サイトにおいて、動画にてお伝えしております。ぜひご覧ください。

(公開期限は7月31日を予定)

また、愛知労働局では皆様にお伝えしたい様々な情報をいち早くお届けしていきたいと思っておりますので、**Youtube**、**Facebook**の**フォロー**をお願いします。





# 事務所衛生基準規則等の改正

---



# 事務所衛生基準規則等の改正

事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の衛生関連  
が一部改正されます。 **令和3年12月1日施行**

照度



▶事務所における照度について、作業の区分と照度の基準が変わりました

**照度は令和4年12月1日施行**

便所



▶便所の設置基準が変わりました

発汗作業



▶塩の留意点を新たに示しました

休養室・休養所



▶設置する際の留意点を新たに示しました

休憩の設備



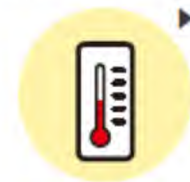
▶設置する際の留意点を新たに示しました

更衣室・シャワー設備等



▶設置する際の留意点を新たに示しました

温度



▶空調設備のある室の気温の努力目標値について見直されました

測定方法



▶事務所におけるCO・CO2含有率の測定を行う際の測定器の例を明示しました

救急用具



▶常備品目の規定がなくなりました

**温度は令和4年4月1日施行**

# 事務所衛生基準規則等の改正

## 照度 事務所則第10条第1項関係 施行日：令和4年12月1日

- 作業区分が2つになりました。
- 一般的な事務作業については、**300ルクスを満たした上で**、「JIS Z 9110：2010 照明基準総則」で規定されている推奨照度等を参照し、事業場ごとに適切な照度基準を定めて運用してください。

リーフレットにJIS Z 9110：2010 照明基準総則の一部が抜粋されています。  
ダウンロードページはこの後のスライドで案内しています。

改正前

| 作業の区分 | 基準       |
|-------|----------|
| 精密な作業 | 300ルクス以上 |
| 普通の作業 | 150ルクス以上 |
| 粗な作業  | 70ルクス以上  |

改正後

| 作業の区分     | 基準       |
|-----------|----------|
| 一般的な事務作業  | 300ルクス以上 |
| 付随的な事務作業* | 150ルクス以上 |

※資料の袋詰め等、事務作業のうち、文字を読み込んだり資料を細かく識別したりする必要のないものが該当します。

# 事務所衛生基準規則等の改正

一例として、監督署内の机上などの照度になります。

6月10日（金）晴れ、窓のブラインドは水平状態、14時頃のデータです。

まずは3ヶ所ある受付机上の明るさになります。

窓側（道路側）の受付は930ルクス前後と明るく、窓からの日光の影響を大きく受けていました。

中央では左右を衝立で仕切られているため630ルクス前後と少し暗くなり、これは直上に照明があるものの、衝立で日光が遮られている影響がみられます。

最後は500ルクス前後と更に暗くなり、これは受付後方の照明を消灯していること及び点灯している照明も少し離れた位置にあることが原因となります。

窓口対応時は暗いとは感じていませんでしたが、数値化してみるとこれだけの違いがありました。やはり、**感覚ではなく測定し数値化することは大事です。**

また、階段では1階階段まえで500ルクス前後、踊場で900ルクス前後、2階リーフレット置場で140ルクス前後となっていました。

おまけ 踊場窓から差し込む日光は15000ルクス前後でした。

**照明を点灯すれば300ルクスの確保は比較的容易ですが、JISで求める推奨照度の維持は室の状況によってはちょっと骨が折れるかもしれません。**

# 事務所衛生基準規則等の改正

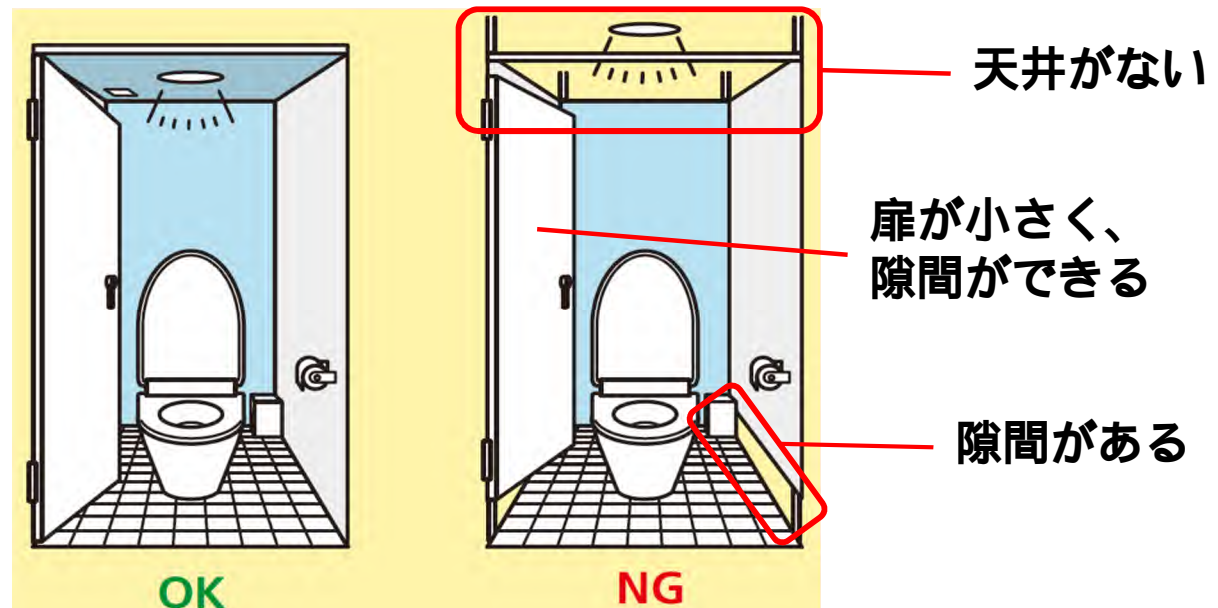
## 便所 事務所則第17条の2関係 安衛則628条の2関係

施行日：令和4年12月1日

- 独立個室型の便所が法令で位置づけられた。
- 例外規定であり、同時に就業する労働者の人数が10人以内の場合に限られます。10人以内であっても原則は男女別です。

### 独立個室型の便所とは

- ・ 男性用、女性用に区別せず単独でプライバシーが確保されている。
- ・ 便所の全方向が壁等で囲まれ、扉を内側から施錠できる構造である。
- ・ 1個の便房により構成されている。





# 事務所衛生基準規則等の改正

## 便所 事務所則第17条の2関係 安衛則628条の2関係

施行日：令和4年12月1日

- 改正の背景はマンションの一室を事務所に行している事業場のように物理的な改修が困難で男女別に区別して設置することができないケースがあることが要因の一つとなっています。
- 10人以内であっても区別して設置できる時は**原則どおり区別して設置**してください。

### POINT

【例】同時に就業する労働者数が男性65人、女性65人である場合

【便所の設置基準】 ●男性用と女性用に区別すること ●男性用大便所の便房数：同時に就業する男性労働者60人以内ごとに1個以上 ●男性用小便所の箇所数：同時に就業する男性労働者30人以内ごとに1個以上 ●女性用便所の便房数：同時に就業する女性労働者20人以内ごとに1個以上 等

(1) 男性用と女性用に区別した便所のみを設けた場合の必要数

|        |     |
|--------|-----|
| 男性用大便所 | 2個  |
| 男性用小便所 | 3箇所 |
| 女性用便所  | 4個  |

(2) 「独立個室型の便所」を1個設けた場合の必要数

必要数を算定する際の男性労働者数65人→55人、女性労働者数65人→55人となるため

|          |     |
|----------|-----|
| 独立個室型の便所 | 1個  |
| 男性用大便所   | 1個  |
| 男性用小便所   | 2箇所 |
| 女性用便所    | 3個  |

# 事務所衛生基準規則等の改正

**温度 事務所則第5条第3項関係** 施行日：令和4年4月1日

- 空気調和設備を設置している場合の、労働者が常時就業する**室の気温の努力目標値**が変わりました。

改正前 17度以上 28度以下



改正後 18度以上 28度以下

サーキュレーターなどで室内の空気をかき混ぜる、断熱カーテンなどを使用して室内の温度変化を押さえるといった対応なども併用して電気代の節約も図りつつ温度管理に努めてください。

# 事務所衛生基準規則の改正

## その他の変更

|                    |   |
|--------------------|---|
| シャワー設備等            | 設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。   |
| 休憩の設備              | 事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。  |
| 休養室・休養所            | <ul style="list-style-type: none"><li>・ 随時 利用が可能となるよう機能を確保する。</li><li>・ 入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。</li></ul> |
| 作業環境測定<br>【事務所則のみ】 | 一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可。  |
| 救急用具の内容            | 作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除。<br>職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付ける。 |
| 発汗作業               | 塩及び飲料水の「塩」にスポーツドリンクなどの飲料水に含まれる塩分も該当することが明示された。  |



# 事務所衛生基準規則等の改正

## 改正リーフレット等のダウンロード案内

検索ワード：労働衛生基準 改正

労働衛生基準 改正

ウェブ 画像 動画 知恵袋 地図 リアルタイム ニュース

約7,440,000件 1ページ目

広告 <https://www.daiichihoki.co.jp/企業法務/法改正情報> ▾  
[法改正情報、正確、らくらく管理 - 法令改正を日](#)  
監視したい法令を自由に選択！改正通知や解説、新旧対照表などで法務  
す。歴史ある法令出版社のノウハウで、法改正情報の監視サービスをご  
クリックでこのページへ飛ば

<https://www.mhlw.go.jp> > ...  
[事務所における労働衛生対策 - 厚生労働省](#)

事務所衛生基準規則の改正関連情報・令和3年12月1日公布・施行通達  
規則及び労働安全衛生規則・令和4年3月1日公布・施行通達 事務所衛生基

[PDF] <https://www.mhlw.go.jp> > content ▾  
[職場における労働衛生基準が変わりました - 厚生](#)

星印のリンクからPDF形式のリーフレット等がダウンロードできます。パンフレットの方がイラスト付きでわかりやすいです。

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム

テーマ別を探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書 所

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 事務所における労働衛生対策

## 事務所における労働衛生対策

### 事務所衛生基準規則の改正関連情報

令和3年12月1日公布

- ・施行通達  
PDF [事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について \[PDF形式:255KB\]](#)
- ★ **・リーフレット**  
PDF [職場における労働衛生基準が変わりました～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～ \[PDF形式:605KB\]](#)
- ・質疑応答集  
PDF [事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の改正に係る質疑応答集 \[PDF形式:178KB\]](#)

質疑応答集もあります。

令和4年3月1日公布

- ・施行通達  
PDF [事務所衛生基準規則の一部を改正する省令の施行等について \[PDF形式:104KB\]](#)
- ★ **・パンフレット**  
PDF [職場における労働衛生基準が変わりました \[PDF形式: 879KB\]](#)



# 歯科健康診断にかかる規則改正

---

# 歯科健康診断の結果報告書について

## 労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要

令和4年10月1日施行

- <sup>1</sup>
  - 有害な業務に従事する労働者に対しては、歯科健康診断を行うことが必要です。
- 現行の定期健康診断結果報告書（安衛則様式第6号）から歯科健康診断に係る記載欄が削除され、新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書（様式第6号の2）」が作成されるなど、所要の改正が行われます。

### 1 有害な業務とは

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

# 歯科健康診断の結果報告書について

様式第6号（第52条関係）（表前）

## 定期健康診断結果報告書

|   |                              |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
|---|------------------------------|----------------|-------|---------|------|-------|--------------|---|---|---|
| 80311   |                              | 労働<br>保険<br>番号 |       |         |      |       |              |   |   |   |
| 対象年   | 7:平成<br>9:令和                 | 年<br>月         | 日     | 報告 回数   | 月    | 日     | 7:平成<br>9:令和 | 年 | 月 | 日 |
| 事業の<br>種 別  | 事業場の<br>名 称                  |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
| 事業場の<br>所在地   | 郵便番号                         |                |       | 電話      |      |       |              |   |   |   |
| 健康診断実施<br>機関の名称   | 在籍労働者数                       |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
| 健康診断実施<br>機関の所在地  | 受診労働者数                       |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
| <p>(*)労働安全衛生法第12条第1項第3号に掲げる事業に従事する労働者数(右に括弧で記入する)</p> <p>イ <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人</p> <p>ロ <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人</p> <p>ハ <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人</p> <p>ニ <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人 <input type="text"/> 人</p> <p>計 <input type="text"/> 人</p> |                              |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
| 検<br>査<br>内<br>容  | 聴力検査(オーディオメーターによる検査)(4000Hz) | 実施者数           | 有所見者数 | 肝機能検査   | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 聴力検査(オーディオメーターによる検査)(4000Hz) | 実施者数           | 有所見者数 | 血中脂質検査  | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 聴力検査(その他の方法による検査)            | 実施者数           | 有所見者数 | 血糖検査    | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 胸部エックス線検査                    | 実施者数           | 有所見者数 | 尿検査(糖)  | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 尿潜血検査                        | 実施者数           | 有所見者数 | 尿検査(蛋白) | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 血圧                           | 実施者数           | 有所見者数 | 心電図検査   | 実施者数 | 有所見者数 |              |   |   |   |
|   | 貧血検査                         | 実施者数           | 有所見者数 |         |      |       |              |   |   |   |
| 所見のあつた者の人数  | 受 診 の 示 示 人数                 |                |       |         |      |       |              |   |   |   |
| 事業主<br>氏名<br>所属機関の名称<br>及び所在地   |                              |                |       |         |      |       |              |   |   |   |

年 月 日

事業主職氏名

労働安全衛生監督官

受付印

様式第6号の2（第52条関係）（表前）

## 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

|   |              |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
|---|--------------|----------------|---|-------|---|---|--------------|---|---|---|
| 80304   |              | 労働<br>保険<br>番号 |   |       |   |   |              |   |   |   |
| 対象年   | 7:平成<br>9:令和 | 年<br>月         | 日 | 報告 回数 | 月 | 日 | 7:平成<br>9:令和 | 年 | 月 | 日 |
| 事業の<br>種 別  | 事業場の<br>名 称  |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| 事業場の<br>所在地   | 郵便番号         |                |   | 電話    |   |   |              |   |   |   |
| 健康診断実施<br>機関の名称   | 在籍労働者数       |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| 健康診断実施<br>機関の所在地  | 受診労働者数       |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| <p>取組有害物質・業務内容</p> <p>項目</p> <p>労働安全衛生法第22条第3項に掲げる業務に従事する労働者数</p> |              |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| <p>受診労働者数</p>   |              |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| <p>所見のあつた者の人数</p>   |              |                |   |       |   |   |              |   |   |   |
| 事業主<br>氏名<br>所属機関の名称<br>及び所在地                                     |              |                |   |       |   |   |              |   |   |   |

年 月 日

事業主職氏名

労働安全衛生監督官

受付印

# 歯科健康診断の結果報告書について

## 労働者数にかかわらず歯科健康診断の報告が必要

令和4年10月1日施行

- 改正の背景は事業場の規模が小さくなるほど歯科健診の受診率が低下していく傾向があるためです。  
このため、報告様式を別にすることで労働者数50人以上の縛りを無くし、**該当業務があれば労働者数に関係なく報告を求める**ことで歯科健診の実施率を上げることを目指しています。



# 石綿障害予防規則等の改正

---



# 1 事前調査・分析調査等について

## 事前調査の結果等の報告

(石綿則第4条の2、告示278号) 令和4年4月1日施行

次のいずれかの工事を行おうとするときは、石綿等の使用の有無に関わらず、あらかじめ**電子システムにより、事前調査結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告することが必要。**

- ・ 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事
- ・ 請負金額が100万円以上の建築物の改修工事
- ・ 請負金額が100万円以上の **下記の工作物** の解体工事又は改修工事

- ・ 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器
- ・ 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・排煙設備等を除く）
- ・ 焼却設備
- ・ 煙突（建築物に設ける排煙設備等を除く）
- ・ 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- ・ 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）
- ・ 変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- ・ トンネルの天井板
- ・ プラットホームの上家
- ・ 遮音壁、軽量盛土保護パネル
- ・ 鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

\* 様式第1号により報告することもできる。

\* 複数の事業者が同一の工事を請け負っている場合は、元請事業者が報告義務を負う。



# 1 事前調査・分析調査等について

## 事前調査・分析調査を行う者の要件

(石綿則第3条 、 、告示276、277号) **令和5年10月1日施行**

建築物の事前調査は、次の者に行わせること。

| 種 別   | 調査できる対象物           |
|---|--------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>特定建築物石綿含有建材調査者</li><li>一般建築物石綿含有建材調査者</li><li>令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者</li></ul> | すべての建築物            |
| <ul style="list-style-type: none"><li>一戸建て等石綿含有建材調査者</li></ul>  | 一戸建ての住宅、共同住宅の住戸の内部 |

分析調査は、次の者に行わせること。

- 厚生労働大臣が定める分析調査講習を受講し、修了考査に合格した者
- (公社)日本作業環境測定協会の「石綿分析技術の評価事業」でAランク、Bランクの認定分析技術者
- (一社)日本環境測定分析協会の「アスベスト偏光顕微鏡実技研修(建材定性分析エキスパートコース)修了者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験(技術者対象)合格者」
- (一社)日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

# 1 事前調査・分析調査等について

## 事前調査が必要な範囲等（石綿則第3条） 令和3年4月1日施行

**建築物、工作物又は船舶<sup>\*1</sup>の解体等の作業<sup>\*2</sup>**を行うときは、あらかじめ、解体等対象建築物等について、石綿等の使用の有無を調査することが必要。

- 船舶は、鋼製のものに限る。
- 「解体等の作業」とは解体又は改修の作業のことで、封じ込め、囲い込みを含む。

## 事前調査の方法等（石綿則第3条、 ） 令和3年4月1日施行

発注者としてはこの書類を見つけておいてほしい。

事前調査は、**全ての材料**について**設計図書等の文書を確認する方法**及び**目視により確認する方法**により行うことが必要。

- 事前調査で石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析調査を行うことが必要。ただし、石綿等が使用されているものとみなして法令に規定する措置を講ずるときは分析調査を省略できる。
- 構造上目視により確認することが困難な材料は**目視が可能となったときに事前調査を行うことが必要。**

# 1 事前調査・分析調査等について

## 事前調査を目視等によらなくてよい場合

(石綿則第3条) 令和3年4月1日施行

以下の場合等で要件に該当するときは、**所定の文書等を確認する方法で事前調査を行うことができる。**

- ✓ 過去に事前調査に相当する調査が行われている場合
- ✓ 船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律に基づく「有害物質一覧表確認証書」等の交付を受けた船舶
- ✓ **着工日が平成18年9月1日以降**である建築物、船舶、施設等

この日付以降に着工されたことが判明すれば、かなりの**時短、コストカット**になる。

これらにより事前調査を行う際は、前スライドの「事前調査を行う資格」は要しない。

## 2 発注者の義務

(石綿則第8条、第9条) 令和3年4月1日施行

### 解体・改修工事を発注する場合、施工業者に対し、以下の配慮が義務化

石綿の有無の事前調査の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の**発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮**すること

- ✓ 工事の費用（契約金額）
- ✓ 工期
- ✓ 作業の方法

【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります。

石綿が飛散した場合に掛かる諸費用と失う信用のことを考えれば天秤にかけるまでもないですね？

工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その**情報を施工業者に提供する**などの配慮をすること

設計図書などがあれば渡してあげてください。調査の時短にもなります。

石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**をすること



# 熱中症対策について

---

# 熱中症を防ごう！ STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

**熱中症を防ごう！** 愛知労働局

STOP！熱中症 クールワークキャンペーン  
2023.5.1(日)～9.3(日)（2週）※労働局の2週（1週）を優先使用

**今年ワースト1&#124;!** 今年2年、愛知県内の労働者の熱中症の発生に4人、休業8人と過去10年間で最大の発生となり、全国ワースト1となりました。

熱中症を防ぐためには、労働者が熱中症に対する十分な認識をもち、予防に取り掛かることが重要です。このパンフレットを参考に、**熱中症の認識**を高めましょう。

■ 愛知県内における熱中症発生状況【休業4日以上 の死傷災害】

● 年別・熱中症発生件数

| 年度    | 発生 | 死亡 | 休業 |
|-------|----|----|----|
| 平成25年 | 52 | 0  | 43 |
| 平成26年 | 53 | 0  | 34 |
| 平成27年 | 47 | 0  | 45 |
| 平成28年 | 66 | 0  | 54 |
| 平成29年 | 70 | 1  | 54 |
| 平成30年 | 70 | 0  | 51 |
| 平成31年 | 75 | 1  | 57 |
| 令和元年  | 99 | 2  | 71 |
| 令和2年  | 63 | 4  | 42 |
| 令和3年  | 41 | 0  | 34 |

● 愛知では毎年、数十の方が休業4日以上となる熱中症を発症しています。また、夏と冬の間に数名の方が死亡しています。

● 発生場所の発生件数は、気温が最も上昇する午後2時から3時以降、午後3時から4時の発生件数も多くなっています。しかし全ての発症場所で発生しており、発生場所も限らず、屋内外の割合もかなり高くなっています。

● 気温と熱中症発生状況の関係

● 月別・熱中症発生状況（過去10年分）

● 発生場所別・熱中症発生状況（過去10年分）

1

令和3年愛知労働局管内では、28件の熱中症が発生しました。

昨年の92件から大幅減となり、全国ワースト1の座を返上できました。

ワースト1の座に返り咲かないよう、今年も熱中症対策をお願いします。

厚生労働省は労働災害防止団体などと連携し、今年も5月1日から9月30日まで「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施します。

愛知労働局はこれに合わせてパンフレット「熱中症を防ごう！」を作成し、熱中症予防の知識や取り組むべき事項の周知を図っています。

このリーフレットは愛知労働局のHPからダウンロードできます。

右のQRコードはダウンロードページへ飛べます。





# 事業者が取り組むべき事項（例）

1

WBGT値の把握と評価



2

WBGT値の低減等



3

作業時間の短縮・休憩等



4

休憩場所の整備等



5

熱への順化



6

水分及び塩分摂取のための整備





# 事業者が取り組むべき事項（例）

## 7 服装等



## 8 健康診断結果に基づく対応等



## 9 労働衛生教育



## 10 作業場の管理



**教育は非常に重要な項目です。**

特に熱中症になる原因、初期症状、初期対応の重要性とやり方は作業員全員の腹に落ちるまでしっかりと教育してください。

初期対応さえ間違えなければ重症化する確率は大きく減少させられます。

# 作業者が取り組むべき事項（例）

## 1 日々の健康管理



## 2 適切な休憩



## 3 水分及び塩分の摂取



## 4 異常を感じたらすぐに申し出る



# 熱中症が発生したら

- まず、**救急車**を呼び涼しい場所で、衣類をゆるめて安静にさせ、スポーツドリンクを与える
- 熱中症と思われる労働者を決して**一人で放置しない**

事業者は



躊躇せず  
医療機関に搬送

作業者は



躊躇せず  
医療機関を受診



# イベント等のご案内

## 安全経営あいち 推進大会2022

リスクアセスメントを通じPQCD SMEはひとつにできる。



日時：2022年12月6日（火）  
13:30から16:00まで

会場：日本特殊陶業市民会館  
フォレストホール  
（名古屋市中区金山一丁目5番1号）

参加費：無料



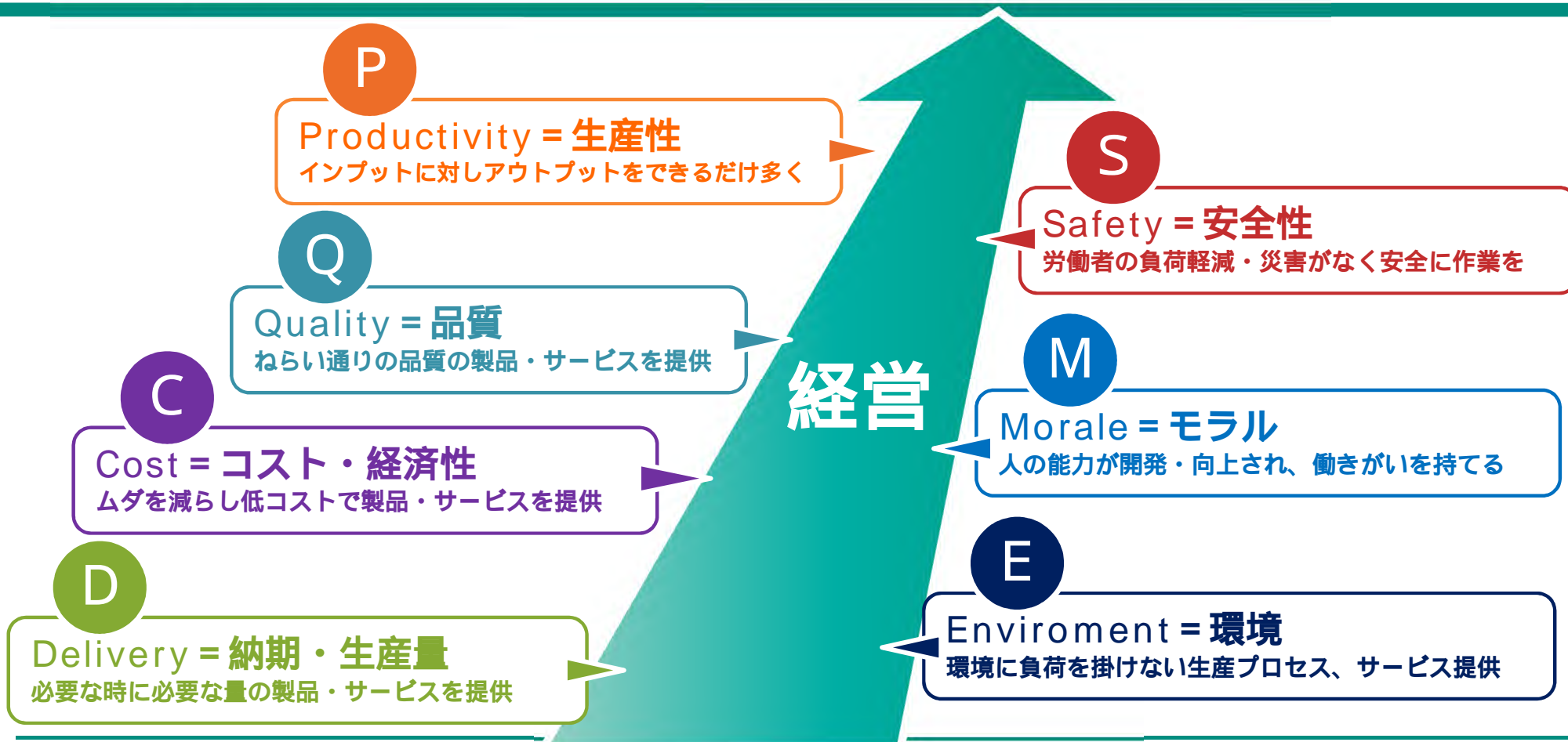
リスクアセスメントを  
基礎から学びましょう！

愛知 Aichi Labour Bureau 労働局 & Labour Standards Inspection Office 労働基準監督署



この二次元バーコードから愛知労働局HP内の出前講座の特設ページへ飛べます。  
申し込み制による動画配信も始まりました。申し込みは特設ページのリンクからです。

# PQCDSEは、モノづくりやサービス提供の7つの視点



- どの視点も欠かすことはできない。
- どれかひとつだけを重視することもできない。
- 安全も視点の1つ [ 安全を欠かすことはできない。  
安全だけを別に取り扱えない。

# 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針

実は7つの視点の考え方は古くからあります。

平成 11 年労働省告示第 53 号

改正 平成18年厚生労働省告示第113号

改正 令和元年厚生労働省告示第54号

第3条 この指針において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

## 一 労働安全衛生マネジメントシステム

事業場において、次に掲げる事項を体系的かつ継続的に実施する安全衛生管理に係る一連の自主的活動に関する仕組みであって、**生産管理等事業実施に係る管理と一体となって運用されるもの**をいう。

- イ 安全衛生に関する方針（以下「安全衛生方針」という。）の表明
- ロ 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置
- ハ 安全衛生に関する目標（以下「安全衛生目標」という。）の設定
- ニ 安全衛生に関する計画（以下「安全衛生計画」という。）の作成、実施、評価及び改善

# ■ 現場主体の「管理活動」から、事業者による「管理」へ

## 現場主体の「管理活動」



ボトムアップ型

## 事業者による「管理」



トップダウン型

ボトムアップも残しつつ、現場管理から組織管理へシフトする。

- 単一民族の日本人労働者。終身雇用で知識・経験を豊富に蓄積。
- 労働者の高い知見を頼りにした、日本独自の現場管理活動。

- 外国人労働者、派遣労働者の割合が増加。終身雇用の減少。
- 労働者の知見に頼る方法は限界に。事業者による管理へ。



# リスクアセスメントによる調査プロセスの一体化



- 不具合の数だけ作業がある
- 管理すべき事項
  - 労働災害発生のリスク
  - 生産性低下のリスク
  - 不良発生のリスク
  - 環境負荷が高まるリスク



- リスクアセスメントは**現場の実態把握のツール**。
- 生産性管理、品質管理、環境管理などの調査プロセスと一体化可能。

## 「安全経営」へ

- 安全は経営の視点の1つ [ 安全を欠かすことはできない。  
安全だけを別に取り扱えない。
- ボトムアップに加え、トップダウンによる「管理」へ。
- リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。



- 安全管理を事業運営と一体的に行うことで、生産性、品質、コスト、環境なども一体的に管理向上させることができる。



# 安全経営あいち

リスクアセスメントを通じPQCDSMEはひとつにできる。

ここからは今後の化学物質管理に関する参考資料です。  
今後の法改正に関する背景と流れが掴めます。

# 化学物質規制の見直しについて

(職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書のポイント)

～化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ～

令和3年7月19日  
厚生労働省化学物質対策課

# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会

## 1 趣旨・目的

現在、国内で輸入、製造、使用されている化学物質は数万種類に上るが、その中には危険性や有害性が不明な物質も少なくない。こうした中で、化学物質による労働災害（がんなどの遅発性疾病は除く。）は年間450件程度で推移し、法令による規制の対象となっていない物質を原因とするものは約8割を占める状況にある。また、オルト・トルイジンによる膀胱がん事案、MOC Aによる膀胱がん事案、有機粉じんによる肺疾患の発生など、化学物質等による重大な職業性疾病も後を絶たない状況にある。

一方、国際的には、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）により、全ての危険性・有害性のある化学物質について、ラベル表示や安全データシート（SDS）交付を行うことが国際ルールとなっており、欧州ではREACH（Registration Evaluation Authorization and Restriction of Chemicals）という仕組みにより、一定量以上の化学物質の輸入・製造については、全ての化学物質が届出対象となり、製造量、用途、有害性などのリスクに基づく管理が行われている。

こうしたことから、化学物質による労働災害を防ぐため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、今後の職場における化学物質等の管理のあり方について検討することとした。

## 2 参集者

### 《本検討会》

|       |  |
|-------|--|
| 明石 祐二 | (一社)日本経済団体連合会労働法制本部統括主幹                    |
| 漆原 肇  | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長                    |
| 大前 和幸 | 慶應義塾大学名誉教授                                 |
| 尾崎 智  | (一社)日本化学工業協会常務理事（第14回検討会～）                 |
| 城内 博  | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所<br>化学物質情報管理研究センター長 |
| 高橋 義和 | U A ゼンセン労働条件局部長                            |
| 中澤 善美 | 全国中小企業団体中央会参与                              |
| 永松 茂樹 | (一社)日本化学工業協会常務理事（～第13回検討会）                 |
| 名古屋俊士 | 早稲田大学名誉教授                                  |
| 三柴 丈典 | 近畿大学法学部教授                                  |
| 宮腰 雅仁 | JEC連合副事務局長                                 |

### 《リスク評価ワーキンググループ》

|       |  |
|-------|--|
| 植垣 隆浩 | 三菱ケミカル(株)プロダクトスチュワードシップ・品質保証<br>本部化学品管理部長  |
| 梅田 真一 | (一社)日本化学工業協会化学品管理部兼環境安全部部長                 |
| 漆原 肇  | 日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局長                    |
| 大前 和幸 | 慶應義塾大学名誉教授                                 |
| 甲田 茂樹 | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所所長代理                |
| 城内 博  | (独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所<br>化学物質情報管理研究センター長 |
| 名古屋俊士 | 早稲田大学名誉教授                                  |
| 平林 容子 | 国立医薬品食品衛生研究所安全性生物試験研究センター長                 |
| 三柴 丈典 | 近畿大学法学部教授                                  |
| 村田麻里子 | 製品評価技術基盤機構(NITE)化学物質管理センター次長               |
| 山岸 新一 | JFEスチール(株)安全健康部主任部員(副部長)                   |
| 山口 忍  | DIC(株)レシボンシブルケア部化学物質情報管理グループ<br>グループマネージャー |

## 3 開催状況

本検討会は令和元年9月2日～令和3年7月14日まで15回、ワーキンググループは令和2年10月20日～令和3年4月26日まで5回開催

# 職場における化学物質管理を巡る現状認識

## (1) 労働災害の発生状況

化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の規制対象外の物質による労働災害が約8割。

特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

|                    | 件数          | 障害内容別の件数(重複あり) |             |             |
|--------------------|-------------|----------------|-------------|-------------|
|                    |             | 中毒等            | 眼障害         | 皮膚障害        |
| 特別規則対象物質           | 77 (18.5%)  | 38 (42.2%)     | 18 (20.0%)  | 34 (37.8%)  |
| 特別規則以外のSDS交付義務対象物質 | 114 (27.4%) | 15 (11.5%)     | 40 (30.8%)  | 75 (57.7%)  |
| SDS交付義務対象外物質       | 63 (15.1%)  | 5 (7.5%)       | 27 (40.3%)  | 35 (52.2%)  |
| 物質名が特定できていないもの     | 162 (38.9%) | 10 (5.8%)      | 46 (26.7%)  | 116 (67.4%) |
| 合計                 | 416         | 68 (14.8%)     | 131 (28.5%) | 260 (56.6%) |

## (2) 有害作業に係る化学物質の管理状況

特定化学物質障害予防規則等に基づく作業環境測定の結果が、直ちに改善を必要とする第三管理区分と評価された事業場の割合が増加傾向。

リスクアセスメントの実施率は50%強。実施しない理由は「人材がない」、「方法が分からない」が多い。

| 有害作業の種類         | 作業環境測定の結果<br>第三管理区分の割合 |      |      |      |      |
|-----------------|------------------------|------|------|------|------|
|                 | H8年                    | H13年 | H18年 | H26年 | R元年  |
| 粉じん作業           | 5.7%                   | 5.6% | 7.4% | 7.7% | 6.6% |
| 有機溶剤業務          | 3.8%                   | 3.3% | 4.3% | 5.0% | 3.7% |
| 特定化学物質の製造・取扱い業務 | 1.2%                   | 1.2% | 2.9% | 5.7% | 4.2% |

## (3) 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

## (4) 諸外国における化学物質管理

欧州及び米国は、GHS分類で危険有害性のある全ての物質がラベル表示・SDS交付の義務対象。

欧州は、個別規制はしていないが、リスクアセスメントが義務。また細かい流通規制がある。米国は、インダストリアル・ハイジニストの判断を重視。



# 化学物質規制（海外との比較）

|         | 日本  | アメリカ  | EU  |
|---------|---|---|---|
| 根拠法令    | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法<br/>(平成26年6月25日改正)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生法 (OSHA)</li> <li>危険有害性周知基準 (HCS)</li> <li>有害物規制法 (TSCA)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>CLP規則</li> <li>REACH規則</li> <li>化学的因子からの労働者の保護に関する指令</li> </ul>  |
| 基本的な考え方 | <ul style="list-style-type: none"> <li>有害原因の除去(代替化等)</li> <li>ガス等の発散の抑制(局排の設置等)</li> <li>作業手順の改善等の管理的対策</li> <li>保護具の備付け等</li> </ul> <p>※「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に措置の優先順位を示す</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リスクアセスメント(義務:ラベルSDS対象673物質)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>措置の優先順位<br/>(工学的措置等<br/>&gt;保護具の使用)</li> <li>専門家(インダストリアル・ハイジニスト等)の判断に基づくこと</li> <li>リスクアセスメントに係る明示的規定はなし</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>物質、プロセスの代替化</li> <li>措置の優先順位<br/>(工学的措置&gt;換気等<br/>&gt;保護具の使用)</li> <li>リスクアセスメント(義務)</li> </ul>   |
| 個別規制    | <ul style="list-style-type: none"> <li>製造禁止(石綿等8物質)</li> <li>製造許可(PCB等7物質)</li> <li>特別規則による管理(PCB等含め120物質)</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>製造等原則禁止(6物質)<br/>(TSCA第6条)</li> <li>特別規定による管理</li> <li>許容濃度未満の管理<br/>(700物質超)(ACGIH TLV 2019)</li> </ul>             | <ul style="list-style-type: none"> <li>製造禁止(4物質)<br/>(Directive 98/24/EC)</li> <li>個別の規定による管理(石綿6種、発がん性及び変異原性物質22種)<br/>(Directive 2009/148/EC、<br/>Directive 2004/37/EC)</li> <li>上市等制限(71物質)<br/>(REACH附属書XVII収載物質)</li> <li>上市等認可(43物質)<br/>(REACH附属書XIV収載物質)</li> <li>許容濃度未満の管理(約150物質)<br/>(安全衛生に関するEUの各種指令<br/><a href="https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/exposure-to-chemical-agents-and-chemical-safety/">https://osha.europa.eu/en/legislation/directives/exposure-to-chemical-agents-and-chemical-safety/</a>)</li> <li>許容濃度未満の管理(約430物質)<br/>(安全衛生に関するイギリスの各種指令<br/><a href="http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/37/contents">http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1974/37/contents</a>)</li> </ul> |



## 検討会における検討結果の内容

化学物質規制体系の見直し  
( 自律的な管理を基軸とする規制への移行 )

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

特化則等に基づく措置の柔軟化

がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

# 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

- 特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

➡ 危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、**国が定める管理基準の達成**を求め、達成のための**手段は限定しない**方式に大きく転換

< 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント >

国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

- ・ 危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- ・ リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- ・ 労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理

発散抑制装置による濃度低減のほか、呼吸用保護具の使用などもばく露防止対策として容認  
管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務

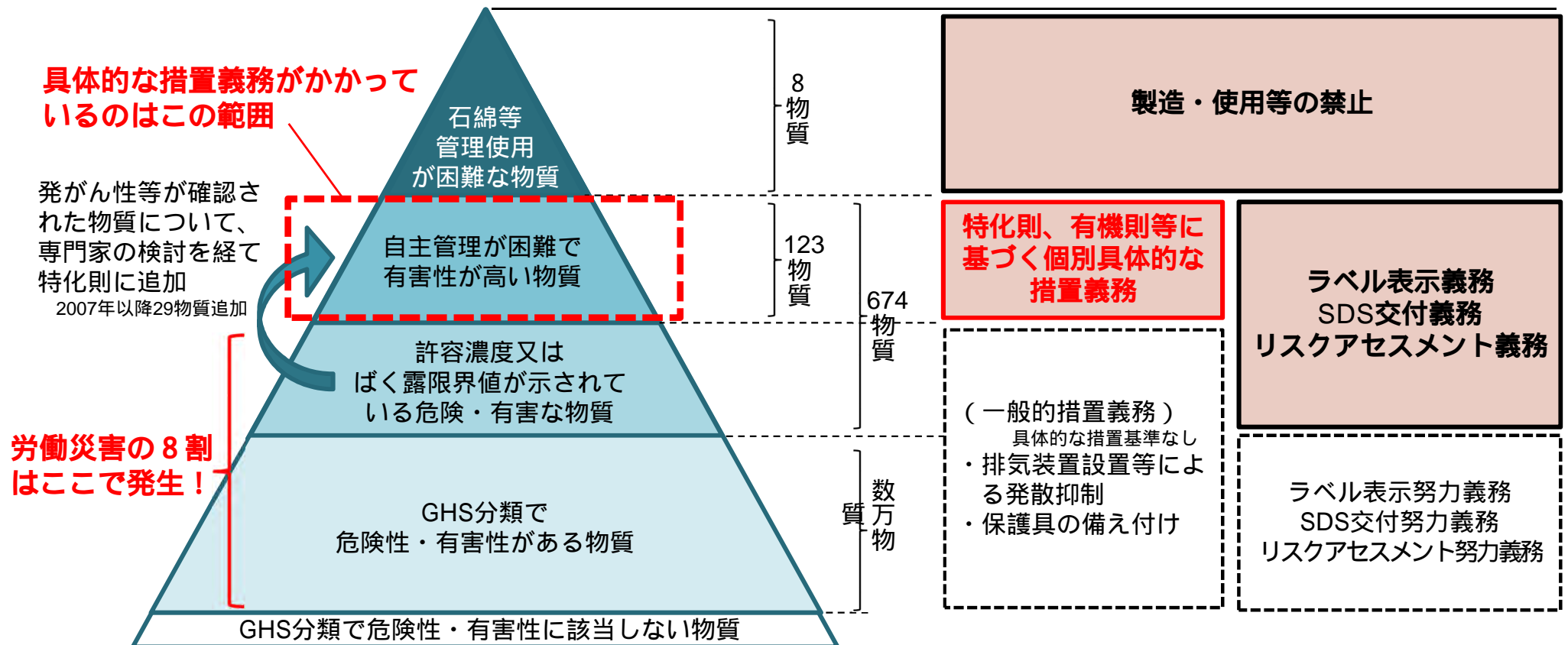
- ・ 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や特定の作業の**禁止・許可制**を導入

特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、**5年後を目途**に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

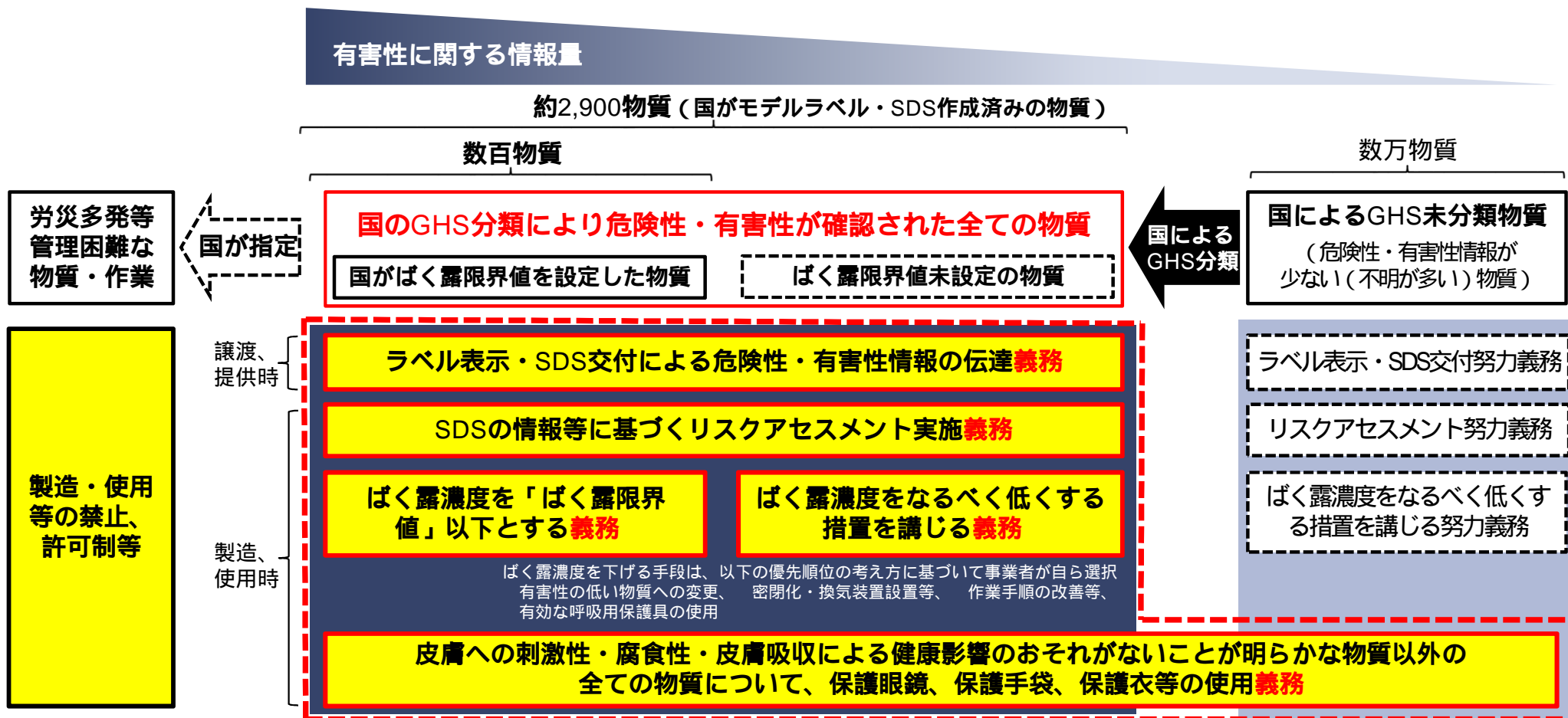
# 現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせず規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生（規制とのいたちごっこ）



# 見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）

- 措置義務対象の**大幅拡大**。国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が**自ら選択可能**
- 特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認



事業者措置義務がかかる範囲

# 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

## 国によるGHS分類とモデルラベル・SDSの作成・公表

関係各省が連携して国によるGHS分類を推進し、モデルラベル・モデルSDSを公表

### 国によるGHS分類

- ・ 毎年50～100物質程度新規に分類
- ・ 事業者から情報提供を受ける仕組みも検討
- ・ 分類結果は定期的に更新

### モデルラベル・SDSの作成

- ・ 国によるGHS分類結果を元に、国がモデルラベル・SDSを作成し、公表
- ・ 分類結果が更新された際には、モデルラベル・SDSも更新

## GHS分類の分類済み危険有害物の管理

国によるGHS分類に基づき、**危険性・有害性が確認された全ての物質を規制対象に追加し、自律的な管理を義務付け**

### 安衛法規制対象に追加

- ・ 分類済の約1,800物質を令和3～5年にかけて追加
- ・ 令和6年度以降、新規分類した物質を追加

### ばく露濃度基準の設定

- ・ 令和4年度にリスク評価済等の約150物質に設定
- ・ 令和5年度以降は許容濃度やTLV-TWAを参考に毎年約200物質を設定

### 自律的な管理の義務付け

- ・ ラベル表示・SDS交付義務
- ・ リスクアセスメント義務
- ・ 労働者が吸入する濃度を国の基準以下にする義務  
基準がない場合はなるべく低くする義務  
吸入濃度低減の手段は事業者が選択
- ・ 保護眼鏡、保護手袋等の使用義務  
皮膚刺激性、皮膚腐食性、皮膚吸収による健康障害のおそれがないものを除く

## GHS未分類物質の管理

国によるGHS分類が行われていない物質は、自律的な管理を努力義務（保護手袋、保護眼鏡等の使用は義務）

# 化学物質規制体系の見直し（自律的な管理を基軸とする規制への移行）

## 労使等による化学物質管理状況のモニタリング

自律管理の実施状況について衛生委員会等により労使で共有、調査審議するとともに、一定期間保存を義務付け  
労災を発生させた事業場で労働基準監督署長が必要と認めた場合は、外部専門家による確認・指導を義務付け

### 自律的な管理の実施状況

リスクアセスメントの手法及び実施結果

リスクアセスメントに基づく措置の実施状況（化学物質の発散抑制のための方法、設備、整備・点検状況、稼働状況や、保護具の選択・使用・管理状況含む）

労働者のばく露の状況（作業環境測定又は個人ばく露測定の実施方法、結果等）

健康診断の実施状況 実施の要否は労使で議論し事業者が決定

### 労使によるモニタリング

衛生委員会で調査審議（50人以上）  
労働者の意見聴取（50人未満）

記録の作成・保存（3年間）

リスクアセスメントの結果は、次回リスクアセスメントを実施するまでの間  
健康診断結果は5年間（発がん性物質については30年間）

労災発生  
監督署が指示

確認・指導

専門家による指導結果を  
監督署に報告

### 外部専門家

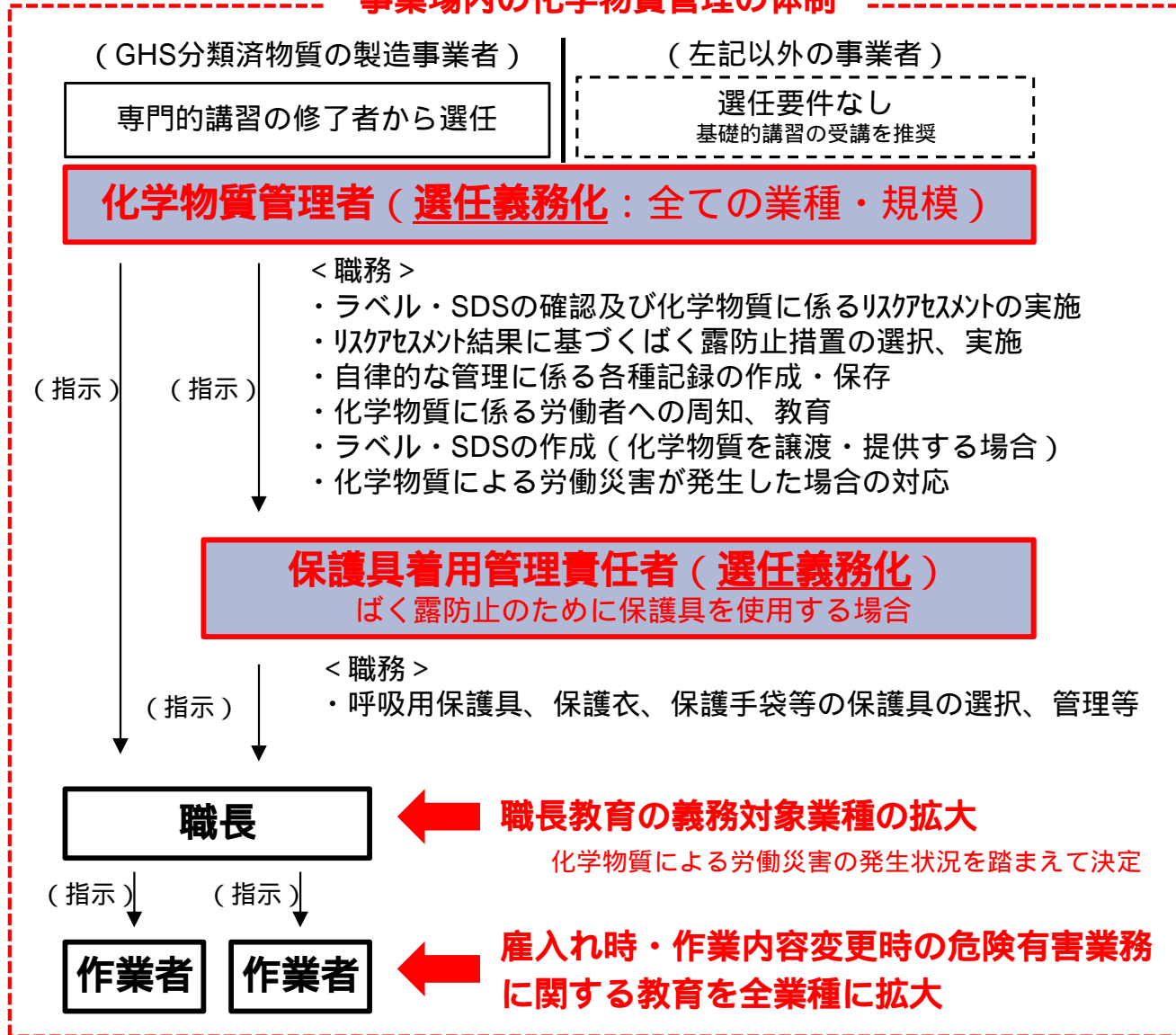
- ・ 労働衛生コンサルタント（衛生工学）として5年以上実務経験
- ・ 衛生工学衛生管理者として8年以上実務経験
- ・ オキュペイショナル・ハイジニスト有資格者
- ・ その他同等以上の知識・経験を有する者



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理体制



専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・化学物質専門家の国家資格化の検討

# 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

自律的な管理の基本となる化学物質の危険性・有害性情報の伝達を強化するため、以下の見直しを行う

## SDS（安全データシート）の記載項目の追加と見直し・SDSの定期的な更新の義務化

### < SDS記載義務項目 >

- ・ 名称
- ・ **成分及びその含有量**
- ・ 物理的及び化学的性質
- ・ **人体に及ぼす作用**
- ・ **貯蔵又は取扱い上の注意**
- ・ **推奨用途と使用上の制限**
- ・ 流出その他事故が発生した場合において講ずべき応急の措置
- ・ 通知を行う者の氏名、住所及び電話番号
- ・ 危険性又は有害性の要約
- ・ 安定性及び反応性
- ・ 適用される法令

**5年以内ごとに情報の更新状況を確認する義務**  
**内容変更がある場合は1年以内にSDSを再交付する義務**

**この項目に「保護具の種類」の記載を義務化**

「推奨用途」での使用において吸入又は接触を保護具で防止することを想定した場合に必要とされる保護具の種類を記載

**営業上の秘密に該当するときは、その旨を記載の上で省略可とする**  
特化則等の適用対象物質は省略不可  
ばく露限界値（仮称）が設定されている物質は、**成分名は省略不可**  
含有量は10%刻みでの記載方法を改め、**重量%の記載を必須化**

**記載項目を追加**  
譲渡又は提供する時点で想定しているものを記載

## SDSの交付方法の拡大

SDSの交付方法（現行）

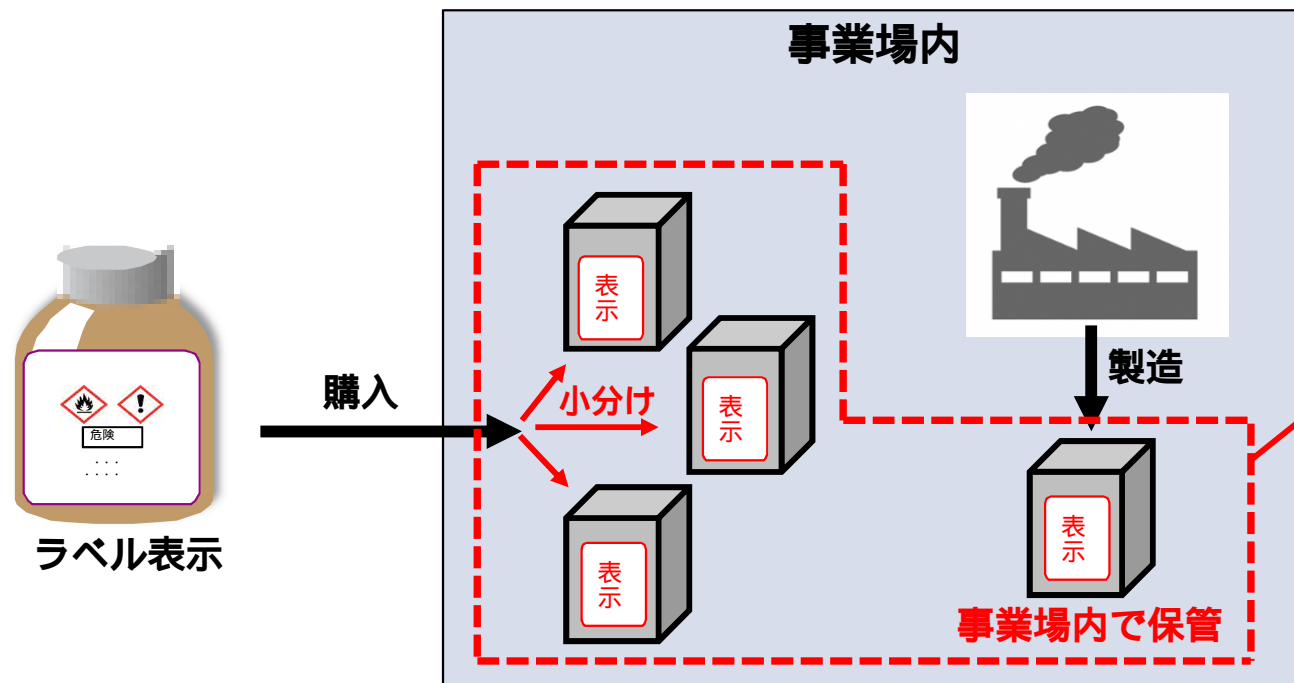
- ・ 文書の交付
- ・ 相手方が承諾した方法（磁気ディスクの交付、FAX送信など）

**事前に相手の了承を得なくても以下の方法による交付を可能とする**

- ・ 容器に二次元コードを印字しSDSを確認できるようにする方法
- ・ 商品販売ホームページ等でSDSを閲覧できるようにする方法

# 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

## 移し替え時等の危険性・有害性に関する情報の表示の義務化



譲渡・提供時以外も、以下の場合はラベル表示等により内容物や危険性・有害性情報を伝達することを義務化

- ・ GHS分類済み危険有害物を他の容器に移し替える時
- ・ 自ら製造したGHS分類済み危険有害物を容器に入れて保管する時

## 設備改修等の外部委託時の危険性・有害性に関する情報伝達の義務拡大

化学物質の製造・取扱い設備の改造、修理、清掃等を外注する際に、当該物質の危険性及び有害性、作業において注意すべき事項、安全確保措置等を記載した文書交付を義務とする対象設備を拡大する

- ・ 化学設備（危険物製造・取扱い設備）
- ・ 特定化学設備（特定第2類物質・第三類物質製造・取扱い設備）

対象拡大

全てのGHS分類済み物質の製造・取扱い設備

# 特化則等に基づく措置の柔軟化

## 特化則等に基づく健康診断のリスクに応じた実施頻度の見直し

有機溶剤、特定化学物質（特別管理物質を除く）、鉛、四アルキル鉛に関する特殊健康診断の実施頻度について、一定の要件を満たした場合は、**1年以内に1回に緩和できる**こととする

| 基準  | 実施頻度  |
|---|---|
| <p><b>以下のいずれも満たす場合</b><br/>当該労働者が作業する単位作業場所の直近3回の作業環境測定結果が管理区分1（四アルキル鉛は除く）<br/><b>直近3回の健康診断において、法令で定める項目に所見がない</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・その物質によることが疑われる自覚症状、他覚所見（各項目）がない</li><li>・作業条件の簡易な調査、作業条件の調査（実施した場合は、作業環境の再測定、個人ばく露測定などを含む）でばく露状況に問題がない</li><li>・法令で定める項目に含まれている場合、生物学的モニタリング指標が分布1又は基準値以下直近の健康診断実施日から、<b>ばく露に大きな影響を与えるような作業内容の変更がないこと</b></li></ul> | <p>次回は<b>1年以内に1回</b><br/>（前回の健康診断実施日以降判断するための情報が揃ったタイミングで緩和可能か判断）</p> |
| 上記以外  | 次回は6カ月以内に1回   |

上記要件を満たすかどうかの判断は、事業者が労働者ごとに行うこととする。この際、労働衛生に係る知識又は経験のある医師等の専門家の助言を踏まえて判断することが望ましい。

同一の作業場で作業内容が同じで、同程度のばく露があると考えられる労働者が複数いる場合には、その集団の全員が上記要件を満たしている場合に実施頻度を1年以内ごとに1回に見直すことが望ましい。

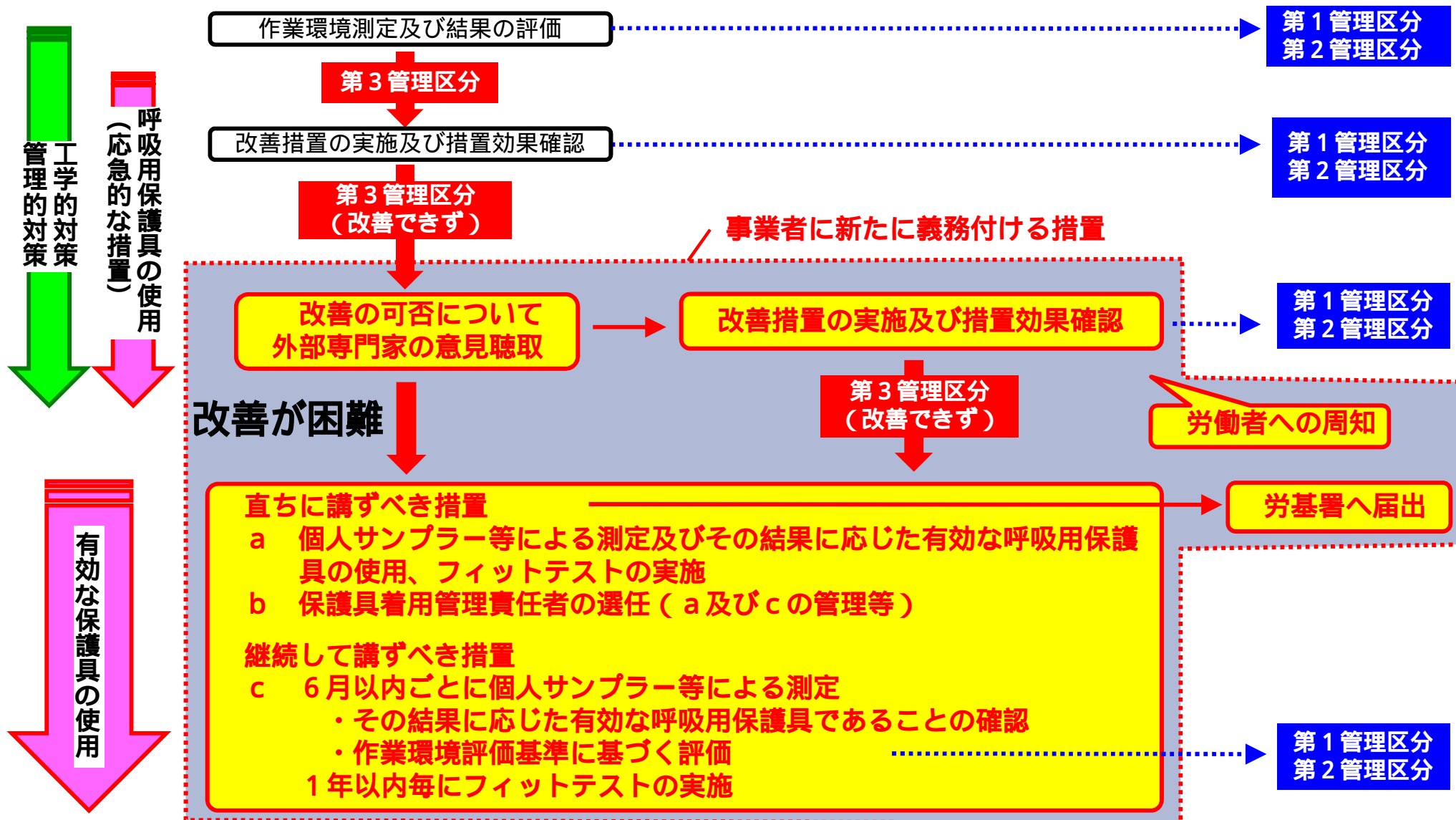
## 粉じん作業に対する発散抑制措置の柔軟化

特定粉じん発散源に対する措置について、作業環境測定の結果が第一管理区分であるなど、**良好な作業環境を確保・継続的に維持することを前提に、多様な発散抑制措置が選択できる**仕組みとする

# 特化則等に基づく措置の強化

## 作業環境測定結果が第3管理区分である事業場に対する措置の強化

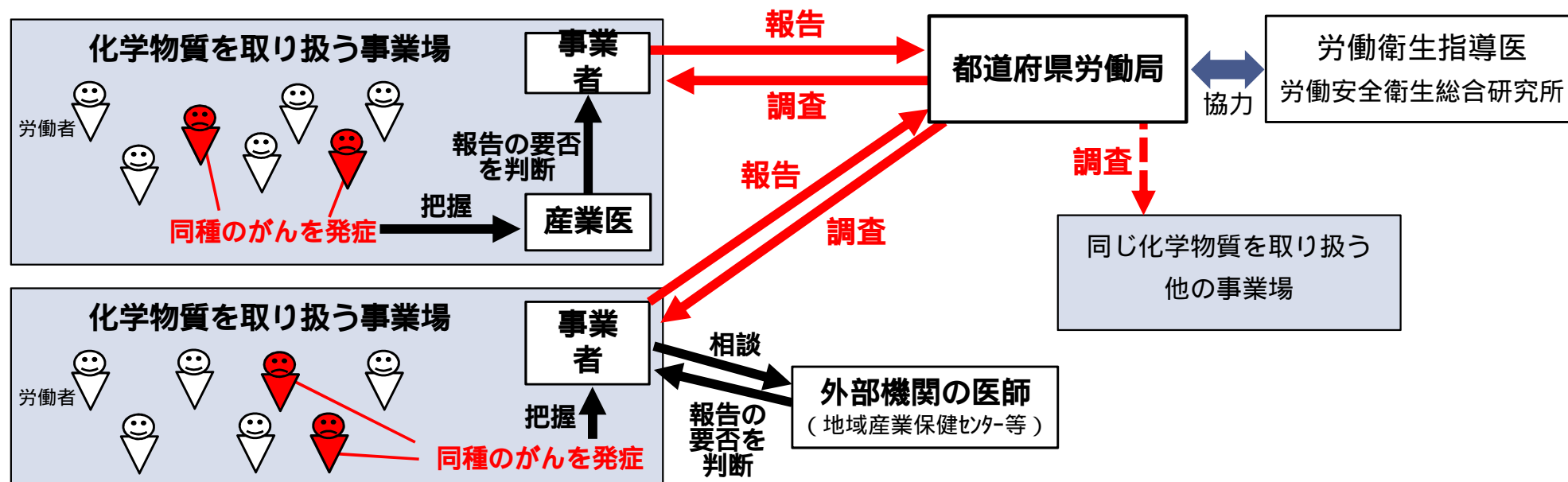
事業者が改善措置を講じても第3管理区分となった場合に、ばく露防止のための措置を新たに義務付け



# がん等の遅発性の疾病の把握とデータの長期保存のあり方

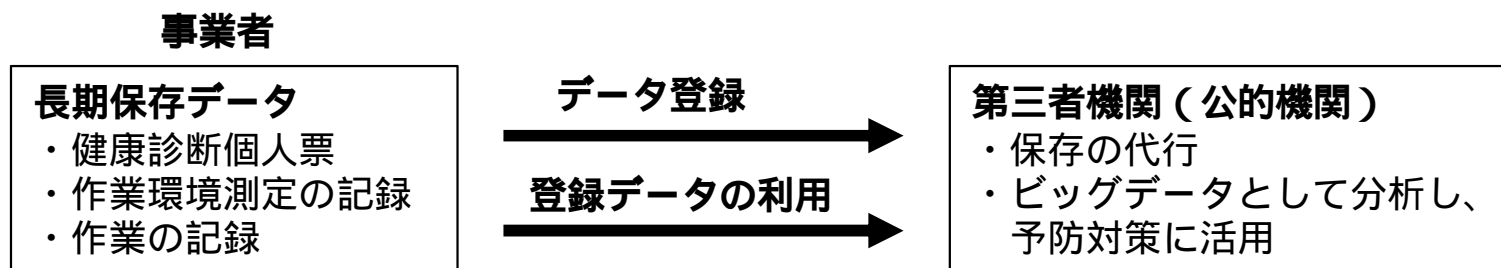
## がん等の遅発性疾病の把握の強化

化学物質を取り扱う同一事業場において、**複数の労働者が同種のがんに罹患し外部機関の医師が必要と認めた場合**  
**又は事業場の産業医が同様の事実を把握し必要と認めた場合は、所轄労働局に報告することを義務づけ**



## 健診結果等の長期保存が必要なデータの保存

30年以上の保存が必要なデータについて、第三者機関（公的機関）による保存する仕組みを検討





# 施行スケジュール

|                                       | 2023(R5).4.1   | 2024(R6).4.1   |
|---------------------------------------|----------------|----------------|
| 化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化                |                | 2024(R6).4.1施行 |
| 雇入れ時等教育の拡充                            |                | 2024(R6).4.1施行 |
| S D S 等による通知方法の柔軟化                    | 公布日施行          |                |
| 「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新                   | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 通知事項の追加及び含有率表示の適正化                    |                | 2024(R6).4.1施行 |
| 事業場内別容器保管時の措置の強化                      | 2023(R5).4.1施行 |                |
| リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存                | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示               |                | 2024(R6).4.1施行 |
| ばく露を最小限度にすること<br>(ばく露をばく露管理値以下にすること)  | 2023(R5).4.1施行 | 2024(R6).4.1施行 |
| ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存                 | 2023(R5).4.1施行 |                |
| リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等           |                | 2024(R6).4.1施行 |
| がん原性物質の作業記録の保存                        | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 化学物質への直接接触の防止<br>(健康障害を起こすおそれのある物質関係) | 2023(R5).4.1施行 | 2024(R6).4.1施行 |
| 衛生委員会付議事項の追加                          | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 化学物質によるがんの把握強化                        | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 管理水準良好事業場の特別規則適用除外                    | 2023(R5).4.1施行 |                |
| 第三管理区分事業場の措置強化                        |                | 2024(R6).4.1施行 |
| 特殊健康診断の実施頻度の緩和                        | 2023(R5).4.1施行 |                |